

医 第 3 3 6 7 号  
平成30年12月20日

一般社団法人山梨県医師会会長  
一般社団法人山梨県歯科医師会会長  
公益社団法人山梨県看護協会会長  
一般社団法人山梨県助産師会会長  
一般社団法人山梨県診療放射線技師会会長  
一般社団法人山梨県臨床検査技師会会長  
一般社団法人山梨県理学療法士会会長  
一般社団法人山梨県作業療法士会会長

殿

福 祉 保 健 部 長  
( 公 印 省 略 )

「医師法施行規則等の一部を改正する省令について」 (通知)

医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省医政局長より別添のとおり通知がありましたので、内容についてご確認の上、会員への周知をお願いいたします。

なお、各病院管理者には、別添のとおり通知しましたことを申し添えます。

〒400-8501  
甲府市丸の内一丁目6-1  
山梨県福祉保健部医務課  
医療指導・県立病院担当 溝口  
TEL 055-223-1482



医 第 3 3 6 7 号  
平成30年12月19日

各病院管理者 殿

山梨県福祉保健部長  
( 公 印 省 略 )

「医師法施行規則等の一部を改正する省令について」(通知)

日頃より、医療行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このことについて、厚生労働省医政局長より別添のとおり通知がありましたので、  
内容について御了知願います。

〒400-8501  
甲府市丸の内一丁目6-1  
山梨県福祉保健部医務課  
医療指導・県立病院担当 溝口  
TEL 055-223-1482

医政発 1210 第 3 号  
平成 30 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 131 号。以下「様式改正省令」という。) については、平成 30 年 11 月 9 日に公布され、また、医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 139 号。以下「申請手続改正省令」という。) については、平成 30 年 11 月 30 日に公布され、ともに平成 31 年 1 月 1 日より施行される予定です。

改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 様式改正省令による医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) 等 (※

1) の一部改正 (免許申請書様式関係)

- (1) 医師免許等の申請に係る受付業務を担当する各都道府県の事務負担の軽減等の観点から、免許に係る各種申請手続 (免許申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、抹消申請) に係る申請書の宛名である厚生労働大臣の氏名の記入を廃止したこと。
- (2) 医師等の医療関係職種に係る免許証について、旧姓の併記を可能としたことに伴い、各種免許申請等に係る申請書に新たに旧姓併記の希望の有無欄及び旧姓欄を設けたこと。
- (3) その他形式的な改正を行ったこと。

※1 改正対象は以下のとおり。

医師法施行規則、歯科医士法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）、診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）、歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）、理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号）、視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号）、臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号）、義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）、歯科衛生士法施行規則（平成1年厚生省令第46号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）、柔道整復師（柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）、言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）

第二 申請手続改正省令による医師法施行規則等（※2）の一部改正（免許申請等手続における添付書類関係）

- (1) 医師免許等の申請手続にあたり添えなければならない書類について、従来は戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍等」という。）を求めていたが、免許申請手続に係る利便性等を考慮し、今後は、氏名及び本籍地の変更がある者のみ戸籍等を求め、変更がない者については、住民票の写し（本籍が記載されているものに限る。）によることを可能としたこと。
- (2) その他形式的な改正を行ったこと。

※2 改正対象は以下のとおり。

医師法施行規則、歯科医士法施行規則、診療放射線技師法施行規則、保健師助産師看護師法施行規則、歯科技工士法施行規則、臨床検査技師等に関する法律施行規則、理学療法士及び作業療法士法施行規則、視能訓練士法施行規則、臨床工学技士法施行規則、義肢装具士法施行規則、救急救命士法施行規則、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）

以上

（参考）

- 別添1 様式改正省令案文（新旧対照形式）
- 別添2 申請手続改正省令（新旧対照形式）